

高額療養費

医療費が高額になったときは、自己負担限度額(毎年8月1日診療分から切り替え)を超えた分を支給します。該当する世帯には、診療月の2カ月後以降に「国民健康保険高額療養費支給申請書」を送付します。

自己負担額の計算方法

- 月ごと(1日から末日まで)に計算します。
 - 2つ以上の医療機関にかかった場合は、別々に計算し、2万1,000円以上になった医療機関分のみを合算します。
 - 同じ医療機関であっても歯科は別計算で、外来と入院も別計算です。
 - 入院時の食事代や保険がきかない医療行為にかかる費用、差額ベッド料などは除きます。
- ※70歳から74歳までの人は、2つ以上の医療機関にかかった場合や歯科の区別なく、全て合算します。
 ※下表の4回目以降とは、過去12カ月間に高額療養費の該当が4回以上になったときを表します。

69歳までの人の自己負担限度額(月額)

所得区分	適用区分	所得要件	自己負担限度額	
			3回目まで	4回目以降
上位所得者	ア	基準総所得金額901万円超	25万2,600円+(総医療費-84万2,000円)×1%	14万100円
	イ	基準総所得金額600万円超901万円以下	16万7,400円+(総医療費-55万8,000円)×1%	9万3,000円
一般	ウ	基準総所得金額210万円超600万円以下	8万100円+(総医療費-26万7,000円)×1%	4万4,400円
	エ	基準総所得金額210万円以下	5万7,600円	4万4,400円
低所得者	オ	住民税非課税	3万5,400円	2万4,600円

※基準総所得金額とは、所得合計金額から基礎控除額33万円を差し引いた額です。

70~74歳の人自己負担限度額(月額)

所得区分	自己負担限度額		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者(自己負担割合が3割の人)	4万4,400円	3回目まで	8万100円+(総医療費-26万7,000円)×1%
		4回目以降	4万4,400円
一般	1万2,000円	4万4,400円	
低所得者Ⅱ	8,000円	2万4,600円	
低所得者Ⅰ		1万5,000円	

医療費が高額になるとき

入院などは医療費が高額になりますが、医療機関で「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、自己負担限度額までの支払いになります。事前に保険証と印鑑(朱肉を使うもの)を持参して、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の手続きをしてください。ただし、保険料を滞納していると交付できない場合があります。なお、70歳から74歳までの住民税課税世帯の人は手続きを

しなくても、医療機関で「高齢受給者証」を提示すれば自己負担限度額までの支払いになります。

高額介護合算療養費

世帯の1年間(8月1日から翌年7月31日)の医療保険の自己負担額(高額療養費支給分は控除)と、介護保険の利用者負担額(高額介護<予防>サービス費の支給分は控除)の合計額が、下記の自己負担額を超える分を支給します。

平成26年8月~平成27年7月に該当する世帯には、申請の案内を送付します。

自己負担限度額(国保+介護保険)(年額)

所得区分	69歳まで			70~74歳		
	適用区分	所得要件	平成26年8月~平成27年7月		平成27年8月~	
上位所得者	ア	基準総所得金額901万円超	176万円	212万円	現役並み所得者	67万円
	イ	基準総所得金額600万円超901万円以下	135万円	141万円		
一般	ウ	基準総所得金額210万円超600万円以下	67万円	67万円	一般	56万円
	エ	基準総所得金額210万円以下	63万円	60万円		
低所得者	オ	住民税非課税	34万円	34万円	低所得者Ⅱ	31万円
					低所得者Ⅰ	19万円

津市国民健康保険保健事業実施計画を策定

被保険者の皆さんの健康寿命の延伸や医療費適正化を図るため、津市国民健康保険保健事業計画を平成27年12月に策定しました。これまでも特定健康診査等実施計画に基づき保健事業を実施していましたが、今後は更なる皆さんの健康保持・増進のため、特定健診結果や医療費などのデータを分析し、P D C A(計画-実施-評価-改善)サイクルに沿った効果的な保健事業の実施・評価を行います。

計画の期間は平成29年度までとし、生活習慣病の予防や重症化を防ぐために行動をする人の増加を目指しています。主な重点課題として、人工透析患者の増加に着目し、糖尿病性腎症重症化予防事業を新規に行います。その他、高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病対策としての保健事業を実施します。計画について詳しくは、津市ホームページをご覧ください。

平成28年度の国民健康保険料

平成28年度国民健康保険料の納入通知書は7月に発送します。詳しくは、広報津6月16日号折り込み「国保だより」と津市ホームページでお知らせします。